

商品先物取引と税金 Q&A

(2005年2月作成)

商品先物取引の所得に対する課税方式は、平成13年4月より申告分離課税方式が適用され、商品先物取引の利益は他の所得と分離して課税されることとなりました。

この申告分離課税方式の適用は、平成13年4月から平成15年3月末までの時限措置とされていましたが、平成15年度の税制改正において、申告分離課税の適用期間が撤廃されるとともに、税率の引下げ(26%→20%)及び損失の3年間の繰越控除が適用されました。

当ページにおいては、問合せの多かった事項を中心に、現行税制に関する質問等をQ&A形式にまとめてあります。

- 1.申告分離課税等の課税制度について
- 2.他の所得等との損益通算について
- 3.損失の繰越控除等について
- 4.オプション、現受け等について
- 5.確定申告について
- 6.その他

【1.申告分離課税等の課税制度について】

Q1-1: 申告分離課税とは、どのような課税方式ですか？

A: 所得税では、原則として個人の所得を給与所得や不動産所得など、合計10種類に区分しています。これらの所得を合算して課税する方式を総合課税といいます。

これに対して、申告分離課税とは、他の所得とは合算せずに分離して、所得者本人が「申告」することによって納税する方法を「申告分離課税」といいます。

商品先物取引の差金等決済から生じた利益は、この申告分離課税方式が適用されることとなっています。

Q1-2: 先物取引が申告分離課税であることが規定されている法律は？

A: 租税特別措置法41条の14に記載されています。

(法令の検索は、下記の総務省法令データ提供システムが便利です。)

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

Q1-3: 課税対象となるのは、どのような人ですか？

A: 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者となります。(個人を対象)

居住者・・・日本国内に住所または引き続き1年以上居所(生活する場所)がある個人など。

法人は法人税法により課税されるので申告分離課税の対象外となります。

Q1-4: 少額の利益に対する非課税措置はありますか？

A: 非課税措置はありません。

ただし、1か所から給与の支払を受ける人で「給与所得および退職所得以外の所得」が20万円以内の場合は、確定申告の必要がありません。

Q1-5: 税金は、1回の取引ごとに、その都度の利益に対して課税されるのですか？

A: 年間(1月～12月)の損益を合算して、算出された純利益(決済したときに生じた売買差金から委託手数料と消費税等の取引に直接要した費用を控除したもの)に対して課税されます。(繰越控除については、「3.損失の繰越控除等について」をご参照ください。)

Q1-6: 税率は何%ですか？

A: 平成 15 年 1 月 1 日以降、日本国内の商品取引所で行われている商品先物取引の決済(当該商品先物取引に係る商品の受け渡しが行われることとなるものを除く。以下「差金等決済」といいます。)を行ったことにより、年間の損益を通算して利益となった場合は、その利益に対して、一律 20% (所得税 (国税) 15%、地方税 5%)の申告分離課税が課されます。

地方税 5%の内訳は、都道府県民税 1.6%と市町村民税 3.4%です。

Q1-7: 昨年の 12 月に取引(建玉)をしたまま年を越しました。現在、その取引には値洗い益があります。この値洗い益についても課税の対象になるのでしょうか？

A: 値洗い損益(未決済玉の計算上の損益)については、課税対象となりません。差金等決済を行い利益が確定した金額が課税の対象となります。

Q1-8: 商品先物取引のオンライン取引を行っています。プロバイダ料金や取引のために購読した商品先物取引の専門紙の購読料等は、必要経費として申告することができますか？

A: 「商品先物取引の差金等決済損益(収入金額)」- 「必要経費(収入から差し引かれる金額)」= 「商品先物取引の所得金額」となります。「必要経費」とは、「委託手数料」と「委託手数料に係る消費税」等、その取引に直接要した費用が該当します。しかし、その範囲については、具体的な基準がありませんので、所轄の税務署にご相談下さい。

Q1-9: 税務署は、商品先物取引を行った人の損益の状況について、把握しているのですか？

A: 商品取引員(会社)は、顧客の取引内容について、取引を行ったものの氏名及び住所、取引を行った商品、約定価格等について「商品先物取引に関する調書」を差金等決済のあった月の翌月末までに商品取引員の所在地の所轄税務署に報告することになっています。従って、税務署は商品先物取引を行った方の損益状況を把握しています。

[2.他の所得等との損益通算について]

Q2-1: 株式で損失があるのですが、商品先物取引の利益と通算して申告することは可能ですか？

A: 株式の現物取引や信用取引、投資信託等との損益通算はできません。

Q2-2: 外国為替証拠金(保証金)取引や商品ファンド、海外の商品取引所の先物取引などとの損益の通算は可能ですか。

A: 商品先物取引と損益通算可能なものは、国内の証券取引所における有価証券先物取引等のみです。すなわち、外国為替証拠金(保証金)取引や商品ファンド、海外の商品取引所の先物取引などとの損益通算はできません。

Q2-3: 商品先物取引の差金等決済により得た所得は、他の所得と合算できないのですか？

A: 商品先物取引の差金等決済により得た所得は、雑所得または事業所得に分類されていますが、これらは他の所得とは合算できない旨規定されています。

ただし、平成16年1月1日以降の取引から、国内の証券取引所における有価証券先物取引等(注1)が申告分離課税の適用対象となりますので、同日以降に行われた商品先物取引と有価証券先物取引との損益通算が可能となりました。また、平成17年7月1日以降に金融先物取引法に規定する取引所金融先物取引(注2)をし、かつ、当該取引所金融先物取引の差金等決済をした場合の当該差金等決済に係る雑所得等について、商品先物取引との損益通算の対象となる予定です。

(注1)有価証券先物取引

日経225先物取引、同オプション取引、日経300先物取引、同オプション取引、TOPIX先物取引、同オプション取引、株券オプション取引、東証業種別指数先物取引、ダウ・ジョーンズ工業株価平均先物取引 等

(注2)金融先物取引法に規定する取引所金融先物取引

ユーロ円3ヶ月金利先物取引、ユーロ円LIBOR3ヶ月金利先物取引、米ドル/日本円通貨先物取引、ユーロ/円3ヶ月金利先物オプション取引、円金利スワップ先物取引 等

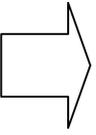
Q2-4: 生計を一にする家族間で商品先物取引の損益通算はできますか？

A: 所得税は毎年1月1日から12月31日までの1年間の個人の所得について課される税金ですので、家族間における損益の通算はできません。

Q2-5: 複数の商品取引員に委託(複数の会社に口座を開設)をして取引をしています。複数の会社から発生した損益は合算できますか？

A: 複数の商品取引員で取引を行った場合は、全て、取引の年間の損益を合算して、先物取引から生じる所得を算定します。

【複数の会社で取引のある場合の例】 (委託手数料、消費税控除後の純損益)

年間の損益	A社	50万円		A、B、C社での損益の合計は80万円 (上記80万円が課税対象額となります)
	B社	60万円		
	C社	90万円		

【3.損失の繰越控除等について】

Q3-1: 商品先物取引の損失の繰越控除とはどのようなことですか？

A: 平成 15 年 1 月 1 日以降、商品先物取引の差金等決済を行ったことにより損失(年間の損益を通算して損失)になったときは、損失の確定申告を行うことにより、翌年以降 3 年間の商品先物取引による所得(利益)から控除することができます。

Q3-2: 損失の繰越控除を受けるための必要な手続きとは？

A: 損失の繰越控除の適用を受けるためには、損失が生じた年分について、必要事項を記載した一定の書類を添付した確定申告書を提出し、かつその後において、連続して商品先物取引の有無に関係なく確定申告書を提出しなければなりません。

なお、平成 14 年 12 月 31 日以前の商品先物取引による損失は繰越控除できません。

国税庁のホームページでは、先物取引に係る雑所得等の説明書として、損失の確定申告用紙の記入方法を掲載しています。

<http://www.nta.go.jp/category/kakutei/tebiki/h15/pdf/13.pdf>

Q3-3: 繰越控除を受ける為に提出する損失の確定申告書には、繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書等一定の書類を添付しなければならないそうですが、一定の書類とはどのようなものをいうのでしょうか。

A: 商品先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けるためには、「平成 年分の所得税の 申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)」及び「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」(いずれも税務署に用意されています)の提出が必要です。

なお、「先物取引に係る雑所得等の計算明細書」は、商品取引員が発行する 1 年間の売買報告書の合計額を計算することにより作成することができます。また、商品取引員によっては、1 年間の年間売買報告書(名称は様々です。)を発行している会社もありますので、お取引をされている商品取引員にお問い合わせ下さい。

Q3-4: 前年に先物取引の差金等決済を行い、利益を出しました。当然、確定申告をしたのですが、本年は同じく先物取引の差金等決済を行い損失を出しました。この場合、損失の確定申告をすると前年に納付した税金の一部又は全部が還付されますか？

A: 還付請求は認められていません。前年に損失を出した場合において、一定の手続きを行った方に、損失の繰越控除が認められています。

Q3-5: 損失の繰越控除を受けるための確定申告を行わないと何らかの罰則がありますか？

A: いいえ、罰則はありません。損失の繰越控除を受けるための確定申告は、義務ではありません。今後、先物取引を行う予定があれば翌年以降に繰越控除を受けられなくなる可能性が生じますが、取引を行う予定がないのであれば、損失の繰越控除を受けるための確定申告を行わなくても、特に不都合は生じません。

Q3-6: 平成 15 年から商品先物取引を開始し、同年 100 万円の損失が発生したので、損失の繰越控除を受けるための確定申告を行いました。平成 16 年は、先物取引を全く行っていませんが、17 年は行う予定です。この場合、平成 16 年の申告は必要ですか？

A: 損失の繰越控除の規定に、「当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額に関する明細書その他の財務省令で定める確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合」とあります。

つまり、「連続して」確定申告書を提出しなければ繰越控除の適用は受けられないと規定されていますので、平成 16 年は取引を行っていないとしても、平成 15 年の損失を繰り越すのであれば、確定申告書を提出する必要があります。

【4.オプション、現受け等について】

Q4-1: オプション取引の所得については？

A: オプション取引の場合、受払いをしたプレミアム代金から手数料などを控除した年間の損益金額を通算したものが課税対象の所得となります。

オプション取引の損益は、オプションの転売又は買戻し、権利行使又は被権利行使、買い方の権利放棄(満期日)のいずれかの時点で確定することになります。(例、オプションを買った場合、買った時点でプレミアムを支払いますが、その時点では損益は確定せず、そのオプションを転売するか、権利行使をするか、権利行使せず満期日が到来した時点で損益を確定することになります。)

なお、権利行使により取得した原市場における建玉は、それが差金決済されたときに損益が生じます。

オプション売買の別	新規・仕切り・権利行使	損益	算式
オプションを買った場合	新規買い	未発生	なし
	転売	損益確定	受取プレミアム代金 - 支払プレミアム代金
	権利行使を行なったとき	損失確定	支払いプレミアム代金
	満期日(満期日)	損失確定	支払いプレミアム代金
オプションを売った場合	新規売り	未発生	なし
	買戻し	損益確定	受取プレミアム代金 - 支払プレミアム代金
	権利行使を受けたとき	利益確定	受取プレミアム代金
	満期日(買方の権利放棄)	利益確定	受取プレミアム代金

Q4-2: 日本国内の商品取引所で金の先物取引を行い、金地金を現受けしました。その後、金地金を売却し、利益が発生しました。この場合は、先物取引の所得と考えてよいのでしょうか？

A: 国内の商品先物取引を利用した場合でも、「現受け」「現渡し」をした場合の損益は、「譲渡所得」として総合課税となります。

【5.確定申告について】

Q5-1: 確定申告の期間はいつですか。

A: 毎年2月16日から3月15日が確定申告の期間です。(ただし、2月16日と3月15日が土曜、日曜、祝日と重なるときは、翌開庁日となります。)

Q5-2: 申告分離課税用の確定申告用紙等はどのようにすれば、入手できますか？

A: お近くの税務署で入手するか、国税庁ホームページからダウンロードができます。

国税庁ホームページ 確定申告書作成コーナー

https://www.keisan.nta.go.jp/h15/ta15_top.htm

画面の案内に従って金額等を入力することにより確定申告書を作成することができます。作成した確定申告書は、カラープリンタで印刷すればそのまま税務署へ提出することができます。

手続名 電子申告・納税等開始(変更等)の届出について

<http://www.nta.go.jp/category/yousiki/denshi/annai/001.htm>

Q5-3: 確定申告に必要な書類は？

A: 「申告書 B 第一表」、「同第二表」、「同第三表(分離課税用)」及び「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」に記載が必要となります。当該申告書に氏名、住所等の必要事項を記入し、「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」に取引内容を記載し、商品取引員によっては、1年間の年間報告書(仮称)を発行している社もありますので、それを証憑類として添付して税務署に提出します。

Q5-4: 申告用紙の書き方がわからないときは？

A： 確定申告用紙の記入方法については、お近くの税務署にお問合せいただくか、国税庁のホームページに詳しく記載されています。

<http://www.nta.go.jp/category/kakutei/tebiki/h15/pdf/13.pdf>

Q5-5: 税務署に間違えた確定申告書を提出した場合は、どうすればよいのでしょうか？

A： 記載事項等を間違えてしまった場合の手続き方法が国税庁ホームページで掲載されています。詳しいことは、お近くの税務署にお問い合わせください。

【6.その他】

Q6-1: 商品先物取引で利益を出すことで、国民健康保険料は変わることがあるのですか？

A: 国民健康保険料は地方税法 703 条の 4 にて、納税義務者の所得割総額から算定された額が国民健康保険税として課税される方式になっています。このため、商品先物取引の利益で一時的に所得額が前年度より増えた場合、国民健康保険税の額も増える可能性があります。詳しくは社会保険庁にお聞きください。